令和 6 年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:公立藤田病院組合(医師以外)

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異
	(男女の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	95.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	97.7%
全職員	92.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1)役職段階別

役職段階	男女の給与の差異
	(男女の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長·次長相当職	110.0%
本庁課長相当職	105.9%
本庁課長補佐相当職	97.3%
本庁係長相当職	103.7%

(2)勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異
	(男女の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.4%
31~35年	105.4%
26~30年	101.0%
21~25年	97.3%
16~20年	91.9%
11~15年	96.8%
6~10年	92.7%
1~5年	98.7%

【説明欄】

・任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、パートタイム会計年度任用職員については、勤 務時間が多様であるため除いている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続1年目とし、情報公表となる年度までの年度単位で算出している。

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:公立藤田病院組合(医師)

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異
	(男女の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	98.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.3%
全職員	81.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1)役職段階別

役職段階	男女の給与の差異
	(男女の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長·次長相当職	— %
本庁課長相当職	95.9%
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	– %

(2)勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男女の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31~35年	– %
26~30年	— %
21~25年	95.2%
16~20年	89.0%
11~15年	— %
6~10年	– %
1~5年	84.4%

【説明欄】

- ・2(1)役職段階別の本庁部局長・次長相当職、本庁課長補佐相当職、本庁係長相当職区分については、女性職員がいないため記載なし。
- ・2(2)勤続年数別の36年以上については該当職員がいないため記載なし。31~35年、26~30年、11~15年、6~10年は、女性職員がいないため記載なし。
- * 勤続年数は、採用年度を勤続1年目とし、情報公表となる年度までの年度単位で算出している。